第明治三十五種郵便物認可日

平成２５年（フ）第３２号
愛知県一宮市木曽川町黒田字錦里96番地、住民票上の住所埼玉県所沢市中新井１丁目134番地の36
債務者　長谷川政利
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５５号
広島県三次市畠敷町1545　316号室、住民票上の住所島根県飯石郡飯南町下赤名752番地２衣掛団地４号
債務者　河野　征恵
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第２号
広島県庄原市東城町久代357番地
債務者　清川　修道
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第２４号
香川県高松市藤塚町２丁目11番20―418号
債務者　鎌田　一惠
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２５号
香川県高松市藤塚町２丁目11番20―315号
債務者　村川　桂子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１９号
長崎県長崎市深堀町５丁目253番地１　コーポラス山崎401
債務者　井上　博文
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
北海道浦河郡浦河町字井寒台116番地
債務者　山口　可江（旧姓藤島）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第５号
北海道日高郡新ひだか町静内目名367番地の３
債務者　鈴木美知代
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
北海道余市郡余市町黒川町10丁目３番地87　マルイハウス４号室、前住所北海道余市郡余市町黒川町２丁目177番地　めぐみ荘１Ｆ
債務者　八巻　良孝
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１６号
北海道小樽市長橋２丁目14番25号　池田コーポ２Ｆ、前住所北海道小樽市緑１丁目10番122号　ロイヤルみどり102
債務者　庄野　明子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５０号
仙台市太白区西中田４丁目13番25号　大蔵ハイツ202
債務者　宮野うらゝ
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
宮城県角田市江尻字岩崎71番地１　リバーヒルズ小坂107号室
債務者　江越　俊暁
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第６号
宮城県柴田郡大河原町小山田字清水16番地
債務者　丸山　泰雄
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６２号
秋田県由利本荘市西目町西目字釜ヶ沢106番地
債務者　岡田　郁子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第６６号
秋田県由利本荘市藤崎字堺田20番地４
債務者　佐藤　明彦
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１０１号
茨城県笠間市来栖字方ヵ入26―８、申立時の住所茨城県桜川市本木120番地２
債務者　鈴木千恵子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２７９号
茨城県筑西市海老ヶ島1487番地１　サンハイツ２号室
債務者　髙島加代子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部